

投票用紙計数機の購入に係る制限付一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6及び那覇市契約規則第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 投票用紙計数機の購入
- (2) 数 量 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 納入場所 那覇市役所本庁舎12階選挙管理委員会事務局又はなは市民協働プラザ地下倉庫
- (4) 仕 様 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 納入期限 令和7年6月20日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札公告日から開札日まで（要件ごとに基準日が定められている場合は、当該定められた基準日）の間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 令和6・7年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿において業種が「01 事務機、用紙類、文具類、OA機器」に登録されている者であること又は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間において、地方公共団体と投票用紙計数機の物品売買契約を2件以上締結した実績を有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。
- (2) 那覇市内に本店、支店又は営業所の所在があり、かつ、機器の保守窓口が沖縄本島内に所在し、オンサイト保守が可能であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札公告日から開札日までの間に那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。
 - ア 暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号の暴力団をいう。以下同じ。）の関係者又は暴力団員（暴排条例第2条第2号の暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。
 - ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 本市の市税に滞納がないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 入札の日時及び場所

(1) 日 時： 令和7年5月16日（金）午前10時

(2) 場 所： 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階 会議室1201A

※郵送による入札は認めません。

5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

6 入札の無効

入札に参加する資格のない者の入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

7 その他

その他の事項については、入札説明書を参照してください。

8 お問い合わせ

那覇市選挙管理委員会 事務局 担当：親泊、伊集

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-951-3215 FAX 098-951-3216